



鳥取県公報

平成12年10月17日(火)
号外第99号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県漁業研修支援資金貸付規則（水産課）..... 1

—— 公布された規則のあらまし ——

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則

1 目的（第1条関係）

この規則は、新たに海面における漁業に就業しようとする者で、知事の認定を受けた研修計画に基づき実施される漁業の技術又は経営方法を修得するための研修（以下「漁業研修」という。）を受けるものに対し、漁業研修支援資金を貸し付けることにより、県内における漁業者の確保に資することを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

この規則において「漁業者」とは、漁業法に規定する漁業者及び漁業従事者をいうこととした。

3 漁業研修支援資金の貸付け（第3条関係）

県は、予算の範囲内において、次に掲げる要件を満たす者のうち漁業研修を受けるものに対して漁業研修支援資金（以下「貸付金」という。）を貸し付けることとした。

- (1) 漁業の経験がない者であって、漁業研修を受けなければ漁業技術の習得が困難なものであること。
- (2) 漁業研修を修了した日から1年以内に、県内において海面における漁業に従事しようとする者であること。
- (3) 漁業研修の開始の日において40歳未満であること。

4 貸付金の額等（第4条関係）

- (1) 貸付金は、月額15万円とすることとした。
- (2) 貸付金は、無利子とすることとした。
- (3) 貸付金の貸付期間は、貸付金の貸付けを受けることとなった日の属する月から漁業研修を修了する日の属する月までとし、漁業研修の内容に応じ最大36月間とすることとした。
- (4) 貸付金の据置期間は8年以内とし、返還期間は据置期間を含めて14年以内とすることとした。

5 連帯保証人（第5条関係）

- (1) 貸付金の貸付けを受けようとする者は、2人の連帯保証人を立てなければならないこととした。
- (2) 貸付金の貸付けを受けようとする者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は、親権者又は後見人としなければならないこととした。
- (3) 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があると認めるときは、貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して連帯保証人の追加又は交替を求めることができることとした。

6 貸付けの申請（第6条関係）

- (1) 貸付金の貸付けを受けようとする者は、漁業研修支援資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならないこととした。

ア 漁業研修を行う漁業協同組合長（以下「漁協長」という。）の推薦書

イ 誓約書

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 貸付金の貸付けの申請は、研修を受ける年度ごとに行うこととした。

7 貸付けの決定及び通知(第7条関係)

(1) 知事は、6の漁業研修支援資金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、貸付金を貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うこととした。

(2) 知事は、(1)により貸付けの決定を行ったとき、又は貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を借受者及びその連帯保証人並びに鳥取県信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)及び漁協長に通知することとした。

8 漁業研修支援資金借用証書の提出(第8条関係)

借受者は、貸付金の貸付けを受けたときは、漁業研修支援資金借用証書(以下「借用証書」という。)を知事に提出しなければならないこととした。

9 貸付けの打ち切り及び休止(第9条関係)

(1) 知事は、貸付けの決定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該該当することとなった日の属する月の翌月分から貸付金の貸付けを打ち切るものとする事とした。この場合において、貸付けを打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた貸付金があるときは、直ちにこれを返還させることとした。

ア 漁業研修を途中で辞めたとき。

イ 漁業研修期間中に性行が著しく不良となったとき。

ウ 漁業研修期間中に貸付金の貸付けを受けることを辞退したとき。

エ その他貸付金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(2) 借受者が災害、疾病その他やむを得ない理由のため研修を30日以上休止することとなったときは、その理由の発生した日の属する月の翌月分から、当該休止の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の貸付金の貸付けを休止することとした。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた貸付金があるときは、その貸付金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなすこととした。

(3) 知事は、(1)により貸付けを打ち切ったとき、又は(2)により貸付けを休止したときは、借受者及びその連帯保証人並びに信漁連及び漁協長に対し、その旨を通知しなければならないこととした。

10 貸付金の返還(第10条関係)

(1) 貸付金の返還は、年賦支払の方法によるものとし、その返還額は、次に掲げる期限に応じ、それぞれに定める額とする事とした。

ア 据置期間が終了した日(以下「終了日」という。)の翌日から起算して1年を経過する日(以下「1年経過日」という。)までの期間内で借用証書で定める日 貸付金の額の2分の1

イ 1年経過日の翌日から起算して1年を経過する日(以下「2年経過日」という。)までの期間内で借用証書で定める日 貸付金の額の10分の1

ウ 2年経過日の翌日から起算して1年を経過する日(以下「3年経過日」という。)までの期間内で借用証書で定める日 貸付金の額の10分の1

エ 3年経過日の翌日から起算して1年を経過する日(以下「4年経過日」という。)までの期間内で借用証書で定める日 貸付金の額の10分の1

オ 4年経過日の翌日から起算して1年を経過する日(以下「5年経過日」という。)までの期間内で借用証書で定める日 貸付金の額の10分の1

カ 5年経過日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間内で借用証書で定める日 貸付金の額の10分の1

(2) (1)にかかわらず、借受者は、返還期限前においても貸付金を返還することができることとした。

11 返還に係る債務の免除(第11条関係)

- (1) 貸付金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(以下「条例」という。)の定めるところによることとした。
- (2) 条例の規定による貸付金の返還に係る債務の免除を受けようとする者は、漁業研修支援資金返還免除申請書及び漁業就業証明書を知事に提出しなければならないこととした。
- (3) 知事は、(2)の書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、返還に係る債務の免除を決定したとき、又は返還に係る債務の免除をしない旨の決定をしたときは、借受者及びその連帯保証人並びに信漁連及び漁協長に対し、その旨を通知しなければならないこととした。

12 期限前返還(第12条関係)

知事は、借受者が次のいずれかに該当するときは、4(4)及び10(1)にかかわらず、当該借受者に対し、期限を示して貸付金の全部又は一部の返還を請求することができることとした。

- (1) 返還金の支払を怠ったとき。
- (2) 9により貸付金の貸付けを打ち切られたとき。
- (3) 貸付金の貸付けが終了し、漁業研修を修了した日から1年以内に県内において海面における漁業に従事しないとき。
- (4) 返還期間中に県内において海面における漁業に従事しなくなったとき。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により県内において海面における漁業に従事できなくなったときであって、知事がこの項の規定により返還を請求することが適当でないとする場合には、この限りでない。
- (5) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (6) (1)から(5)までに掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

13 返還の猶予(第13条関係)

(1) 知事は、借受者が次のいずれかに該当するときは、貸付金の返還を猶予することができることとした。

- ア 災害、疾病その他やむを得ない理由により貸付金の返還が困難となったとき。
- イ その他特に理由があると知事が認めるとき。

(2) (1)による返還の猶予を受けようとする者は、漁業研修支援資金返還猶予申請書を知事に提出しなければならないこととした。

(3) 知事は、(2)の漁業研修支援資金返還猶予申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、返還金の支払の猶予を決定したとき、又は返還の猶予をしない旨の決定をしたときは、借受者及びその連帯保証人並びに信漁連及び漁協長に対し、その旨を通知することとした。

14 延滞金(第14条関係)

借受者は、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延滞額に年12.25パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を支払わなければならないこととした。ただし、延滞したことにつき災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでないこととした。

15 届出(第15条関係)

(1) 借受者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにそれぞれに掲げる書類を知事に提出しなければならないこととした。

- ア 漁業研修を途中で辞めたとき。 漁業研修辞退届
- イ 貸付金の貸付けを辞退したとき。 漁業研修支援資金辞退届
- ウ 返還期間中に漁業を廃業したとき。 漁業廃業届
- エ 借受者若しくは連帯保証人がその氏名若しくは住所を変更したとき又は借受者が研修場所若しくは就業場所を変更したとき。 漁業研修支援資金借受者住所等変更届
- オ 県内において海面における漁業に就業したとき。 漁業就業届

(2) 連帯保証人は、借受者が死亡したときは、漁業研修支援資金借受者死亡届を知事に提出しなければならないこととした。

(3) 借受者は、連帯保証人が死亡したとき又は破産宣告を受けたことその他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、漁業研修支援資金連帯保証人変更届を知事に提出しなければならないこととした。

16 事務の委託（第16条関係）

知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び回収に関する事務を信漁連に委託することとした。

17 雑則（第17条関係）

この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

18 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則をここに公布する。

平成12年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第96号

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、新たに海面における漁業に就業しようとする者で、知事の認定を受けた研修計画に基づき実施される漁業の技術又は経営方法を修得するための研修（以下「漁業研修」という。）を受けるものに対し、漁業研修支援資金を貸し付けることにより、県内における漁業者の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「漁業者」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第2条第2項に規定する漁業者及び漁業従事者をいう。

(漁業研修支援資金の貸付け)

第3条 県は、予算の範囲内において、次に掲げる要件を満たす者のうち漁業研修を受けるものに対して漁業研修支援資金（以下「貸付金」という。）を貸し付けるものとする。

(1) 漁業の経験がない者であって、漁業研修を受けなければ漁業技術の習得が困難なものであること。

(2) 漁業研修を修了した日から1年以内に、県内において海面における漁業に従事しようとする者であること。

(3) 漁業研修の開始の日において40歳未満であること。

(貸付金の額等)

第4条 貸付金は、月額15万円とする。

2 貸付金は、無利子とする。

3 貸付金の貸付期間は、貸付金の貸付けを受けることとなった日の属する月から漁業研修を修了する日の属す

る月までとし、漁業研修の内容に応じ最大36月間（当該期間の算定に当たっては、災害、疾病その他やむを得ない理由により漁業研修を休止した期間（知事が承認したものに限る。）を除く。）とする。

4 貸付金の据置期間は8年以内とし、返還期間は据置期間を含めて14年以内とする。

（連帯保証人）

第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付金の貸付けを受けようとする者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は、親権者又は後見人としなければならない。

3 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があると認めるときは、貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して連帯保証人の追加又は交替を求めることができる。

（貸付けの申請）

第6条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、漁業研修支援資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）漁業研修を行う漁業協同組合長（以下「漁協長」という。）の推薦書

（2）誓約書（様式第2号）

（3）その他知事が必要と認める書類

2 貸付金の貸付けの申請は、研修を受ける年度ごとに行うものとする。

（貸付けの決定及び通知）

第7条 知事は、前条の漁業研修支援資金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、貸付金を貸し付けることが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったとき、又は貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を借受者及びその連帯保証人並びに鳥取県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）及び漁協長に通知するものとする。

（漁業研修支援資金借用証書の提出）

第8条 借受者は、貸付金の貸付けを受けたときは、漁業研修支援資金借用証書（様式第3号。以下「借用証書」という。）を知事に提出しなければならない。

（貸付けの打ち切り及び休止）

第9条 知事は、第7条第2項の規定による貸付けの決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該該当することとなった日の属する月の翌月分から貸付金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、貸付けを打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた貸付金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

（1）漁業研修を途中で辞めたとき。

（2）漁業研修期間中に性行が著しく不良となったとき。

（3）漁業研修期間中に貸付金の貸付けを受けることを辞退したとき。

（4）その他貸付金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 借受者が災害、疾病その他やむを得ない理由のため研修を30日以上休止することとなったときは、その理由の発生した日の属する月の翌月分から、当該休止の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の貸付金の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた貸付金があるときは、その貸付金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、借受者及びその連帯保証人並びに信漁連及び漁協長に対し、その旨を通知しなければならない。

（貸付金の返還）

第10条 貸付金の返還は、年賦支払の方法によるものとし、その返還額は、次の各号に掲げる期限に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）据置期間が終了した日（以下「終了日」という。）の翌日から起算して1年を経過する日（以下「1年

経過日」という。)までの期間内で借用証書で定める日 貸付金の額の2分の1

- (2) 1年経過日の翌日から起算して1年を経過する日(以下「2年経過日」という。)までの期間内で借用証書で定める日 貸付金の額の10分の1
- (3) 2年経過日の翌日から起算して1年を経過する日(以下「3年経過日」という。)までの期間内で借用証書で定める日 貸付金の額の10分の1
- (4) 3年経過日の翌日から起算して1年を経過する日(以下「4年経過日」という。)までの期間内で借用証書で定める日 貸付金の額の10分の1
- (5) 4年経過日の翌日から起算して1年を経過する日(以下「5年経過日」という。)までの期間内で借用証書で定める日 貸付金の額の10分の1
- (6) 5年経過日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間内で借用証書で定める日 貸付金の額の10分の1

2 前項の規定にかかわらず、借受者は、返還期限前においても貸付金を返還することができる。

(返還に係る債務の免除)

第11条 貸付金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

2 条例の規定による貸付金の返還に係る債務の免除を受けようとする者は、漁業研修支援資金返還免除申請書(様式第4号)及び漁業就業証明書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、返還に係る債務の免除を決定したとき、又は返還に係る債務の免除をしない旨の決定をしたときは、借受者及びその連帯保証人並びに信漁連及び漁協長に対し、その旨を通知しなければならない。

(期限前返還)

第12条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第4項及び第10条第1項の規定にかかわらず、当該借受者に対し、期限を示して貸付金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 返還金の支払を怠ったとき。
- (2) 第9条第1項の規定により貸付金の貸付けを打ち切られたとき。
- (3) 貸付金の貸付けが終了し、漁業研修を修了した日から1年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に県内において海面における漁業に従事しないとき。
- (4) 返還期間中に県内において海面における漁業に従事しなくなったとき。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により県内において海面における漁業に従事できなくなったときであって、知事がこの条の規定による返還を請求することが適当でないと認める場合には、この限りでない。
- (5) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

(返還の猶予)

第13条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害、疾病その他やむを得ない理由により貸付金の返還が困難となったとき。
- (2) その他特に理由があると知事が認めるとき。

2 前項の規定による返還の猶予を受けようとする者は、漁業研修支援資金返還猶予申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の漁業研修支援資金返還猶予申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、返還の猶予を決定したとき、又は返還の猶予をしない旨の決定をしたときは、借受者及びその連帯保証人並びに信漁連及び漁協長に対し、その旨を通知するものとする。

(延滞金)

第14条 借受者は、貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日まで

の期間に応じ、その延滞額に年12.25パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を支払わなければならない。ただし、延滞したことにつき災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(届出)

第15条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 漁業研修を途中で辞めたとき。 漁業研修辞退届(様式第7号)
- (2) 貸付金の貸付けを辞退したとき。 漁業研修支援資金辞退届(様式第8号)
- (3) 返還期間中に漁業を廃業したとき。 漁業廃業届(様式第9号)
- (4) 借受者若しくは連帯保証人がその氏名若しくは住所を変更したとき又は借受者が研修場所若しくは就業場所を変更したとき。 漁業研修支援資金借受者住所等変更届(様式第10号)
- (5) 県内において海面における漁業に就業したとき。 漁業就業届(様式第11号)

2 連帯保証人は、借受者が死亡したときは、漁業研修支援資金借受者死亡届(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

3 借受者は、連帯保証人が死亡したとき又は破産宣告を受けたことその他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、漁業研修支援資金連帯保証人変更届(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(事務の委託)

第16条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び回収に関する事務を信漁連に委託する。

(雑則)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

漁業研修支援資金貸付申請書

年 月 日

職 氏 名 様

漁業研修支援資金の貸付けを受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
生年月日
電話番号

印

記

返還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借り受けようとする期間及び申請額	
			貸付希望期間	申請金額
年	年			千円
連帯保証人	住 所		氏 名	借受者との関係

返 還 計 画						
区 分	1 回 目	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	6 回 目
返 還 期 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
返 還 額	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)額の数値で千円とあるものについては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

申 請 者 の 概 要	
研 修 場 所	
指 導 者 名	
研 修 期 間	
漁 業 開 始 予 定 年 月	

様式第2号(第6条関係)

誓 約 書

年 月 日

職 氏 名 様

申 請 者 住所

氏名

㊟

連帯保証人(借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)

住所

氏名

㊟

連帯保証人 住所

氏名

㊟

年 月 日付けで申請した漁業研修支援資金の貸付けが決定された上は、漁業に従事するため漁業研修に専念し、研修修了後1年以内に鳥取県内において海面における漁業に従事することを誓約します。

様式第3号(第8条関係)

(表面)

漁業研修支援資金借用証書

受理	年 月 日	年 月 日
貸付決定	番 号	第 号
	年 月 日	年 月 日

借受者氏名			借受者住所		
借 受 額	円	返還期限			
	返 還 期 日	返 還 額	備 考		
第 1 回	年 月 日	千円			
第 2 回	年 月 日	千円			
第 3 回	年 月 日	千円			
第 4 回	年 月 日	千円			
第 5 回	年 月 日	千円			
第 6 回	年 月 日	千円			

本日上記のとおり漁業研修支援資金を借用しました。ついては、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の返還は返還期限に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

職 氏 名 様

借受者 住 所
氏 名



上記資金の借受けにつき、下記の者は、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。

連帯保証人(借受人が未成年者である場合は、連帯保証人のうち1人は親権者又は後見人)

氏 名	印	住 所

(裏面)

漁業研修支援資金借用証書特約条項

(期限前返還)

第1条 漁業研修支援資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、鳥取県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、返還の請求をしたときには、返還期限(分割支払の場合の各支払期限を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに貸付金の全部又は一部を返還する。

(1) 次の事由により乙が貸付金の貸付けを打ち切られたとき。

ア 漁業研修を途中で辞めたとき。

イ 漁業研修期間中に性行が著しく不良となったとき。

ウ 漁業研修期間中に研修資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

エ その他貸付金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 乙が貸付金の貸付けが終了し、漁業研修を修了した日から1年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)以内に県内において海面における漁業に従事しないとき。

(3) 乙が返還期間中に県内において海面における漁業に従事しなくなったとき。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により県内において海面における漁業に従事できなくなったときであって、知事がこの条の規定による返還を請求することが適当でないと認める場合には、この限りでない。

(4) 乙が虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(5) 乙が正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

(弁済の充当)

第2条 乙及び連帯保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(延滞金)

第3条 乙は、返還期限又は返還期限前に返還を請求された場合の指定する期限までに当該返還金の支払いをしないときは、当該期限の翌日から返還すべき額に対し年12.25パーセントで計算した延滞金を甲に支払う。

2 乙は、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第13条第2項の規定による返還の猶予の申請をした場合において、返還期限を過ぎて猶予しない旨の決定の通知があったときも前項の規定による延滞金を支払う。

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、この契約に基づく一切の債務について、乙と連帯保証人間の契約のいかんにかかわらず、乙と連帯して履行の責めを負う。

(保証人の追加等)

第5条 乙は、甲が連帯保証人の追加又は交替を必要と認めて請求したときは、直ちにこれに応じる。

2 甲は、連帯保証人の交替に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じる。

(連帯保証人の変動)

第6条 乙及び連帯保証人は、甲が連帯保証人の免除を行っても異議を申し立てない。

2 連帯保証人は、支払期限、据置期間又は返還期間の変更につき甲乙間において決定された事項につき異議を申し立てない。

(連帯保証人が弁済した場合の求償制限)

第7条 連帯保証人は、この借受金債務の一部を弁済した場合において、甲が当該借受金債務の全部の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使しない。

(調査)

第8条 乙及び連帯保証人は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項の調査をすることを承認する。

(費用負担)

第9条 乙は、本借受金に関する一切の費用を負担する。

様式第4号(第11条関係)

漁業研修支援資金返還免除申請書

年 月 日

職 氏 名 様

申 請 者 住 所

氏 名

㊟

連 帯 保 証 人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)

住 所

氏 名

㊟

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名

㊟

漁業研修支援資金の返還に係る債務の免除を受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第11条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

借受年月日	年 月 日	貸付決定番号	
借 受 期 間	年 月から	年 月まで	
借 受 金 額			
返還免除希望額			
理 由			

様式第5号(第11条関係)

漁 業 就 業 証 明 書

年 月 日

職 氏 名 様

借受者 住 所
氏 名

印

下記のとおり漁業に就業していますので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第11条第2項の規定により報告します。

記

借受年月日	年 月 日	貸付決定番号	
就業開始年月日			
所属漁業協同組合	(正・准)組合員		
漁業経営規模	丸	トン	
従事している漁業			
出 漁 日 数	日		
水 揚 量 実 績			
その他特記事項			

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

漁業協同組合名

印

様式第6号(第13条関係)

漁業研修支援資金返還猶予申請書

年 月 日

職 氏 名 様

漁業研修支援資金の返還の猶予を受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第13条第2項の規定により下記のとおり申請します。

借受者 住 所
氏 名



記

借 受 日			
貸 付 決 定 番 号			
借 受 者 の 氏 名			
当 初 の 返 還 方 法	返 還 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
変 更 後 の 返 還 方 法	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
変 更 理 由			

様式第7号(第15条関係)

漁 業 研 修 辞 退 届

年 月 日

職 氏 名 様

借 受 者 住所
 氏名 ㊟
 連帯保証人(借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)
 住所
 氏名 ㊟
 連帯保証人 住所
 氏名 ㊟

下記のとおり漁業研修を途中で辞めますので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

借 受 年 月 日	年 月 日	貸付決定番号	
借 受 済 期 間	年 月 から	年 月	まで
借 受 済 総 額	千円		
研 修 を 辞 め る 日	年 月 日		
辞 退 理 由			

様式第8号(第15条関係)

漁 業 研 修 支 援 資 金 辞 退 届

年 月 日

職 氏 名 様

借 受 者 住所
 氏名 ㊟
 連帯保証人(借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)
 住所
 氏名 ㊟
 連帯保証人 住所
 氏名 ㊟

下記のとおり漁業研修支援資金の貸付けを辞退しますので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

借 受 年 月 日	年 月 日	貸付決定番号	
借 受 済 期 間	年 月 から	年 月	まで
借 受 済 総 額	千円		
辞 退 理 由			

様式第9号(第15条関係)

漁 業 廃 業 届

年 月 日

職 氏 名 様

借受者 住 所
氏 名

㊟

下記のとおり漁業を廃業しましたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

借受年月日	年 月 日	貸付決定番号	
借受済期間	年 月 から	年 月	まで
借受済総額	千円		
廃業年月日	年 月 日		
廃業の理由			

様式第10号(第15条関係)

漁業研修支援資金借受者住所等変更届

年 月 日

職 氏 名 様

借受者 住 所
氏 名

㊟

下記のとおり変更事項が生じたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

借受年月日	年 月 日	貸付決定番号	
変更事項	新	旧	
借受者氏名			
借受者住所			
研修場所			
就業場所			
連帯保証人氏名			
連帯保証人住所			

注 変更が生じた欄のみ記入すること。

様式第11号(第15条関係)

漁 業 就 業 届

年 月 日

職 氏 名 様

借受者 住 所
氏 名

㊟

下記のとおり漁業に就業しましたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

借 受 年 月 日	年 月 日	貸 付 決 定 番 号	
所 属 漁 業 協 同 組 合			
就 業 開 始 年 月 日			
漁 業 種 類			

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

漁業協同組合名

㊟

様式第12号(第15条関係)

漁業研修支援資金借受者死亡届

年 月 日

職 氏 名 様

連帯保証人(借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)

住 所

氏 名

㊟

連帯保証人 住 所

氏 名

㊟

下記のとおり借受者が死亡しましたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第2項の規定により届け出ます。

記

氏 名			
住 所			
借 受 年 月 日	年 月 日	貸 付 決 定 番 号	
死 亡 期 日	年 月 日		
死 亡 原 因			

添付書類 死亡を証する書類

様式第13号(第15条関係)

漁業研修支援資金連帯保証人変更届

年 月 日

職 氏 名 様

借受者 住 所
氏 名 ㊟

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第3項の規定により届け出ます。

記

借 受 年 月 日	年 月 日	貸 付 決 定 番 号	
連 帯 保 証 人	新連帯保証人	旧連帯保証人	
住 所			
氏 名			
生 年 月 日			
本人との関係			
変 更 年 月 日			
変 更 理 由			

添付書類 変更理由の欄に記載した事実を証する書類

漁業研修支援資金返還の債務を本人と連帯して負担します。

新連帯保証人
住 所
氏 名 ㊟